

令和2年第4回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和2年12月9日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	1
諮問第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	2
議案第 9 2 号	スクールバスの売買契約の締結について	3
議案第 9 3 号	医療機器の売買契約の締結について	5
議案第 9 4 号	四万十町音声告知放送システム再構築工事請負契約の締結について	7
議案第 9 5 号	町道路線の認定について	10
議案第 9 6 号	字の区域及び名称の変更について	12
議案第 9 7 号	四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	13
議案第 9 8 号 ～第 1 0 1 号	特例基準割合の改正に伴う関係条例の改正に関する共通資料	15
議案第 9 8 号	四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について	18
議案第 9 9 号	四万十町分担金徴収条例の一部を改正する条例について	19
議案第 1 0 0 号	四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について	20
議案第 1 0 1 号	四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について	21
議案第 1 0 2 号	四万十町保育所条例の一部を改正する条例について	23
議案第 1 0 3 号	四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	24
議案第 1 0 4 号	四万十町特殊製法塩製造施設条例を廃止する条例について	27
議案第 1 0 5 号	四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定について	28
議案第 1 0 6 号	四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について	32
議案第 1 0 7 号	令和2年度四万十町一般会計補正予算(第6号)	別冊
議案第 1 0 8 号	令和2年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第 1 0 9 号	令和2年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第 1 1 0 号	令和2年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第 1 1 1 号	令和2年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第 1 1 2 号	令和2年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第 1 1 3 号	令和2年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第 1 1 4 号	令和2年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第 1 1 5 号	令和2年度四万十町水道事業会計補正予算(第2号)	別冊

■諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

人権擁護委員宮崎由美子氏の任期が令和3年3月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

【推薦をする者の氏名等】

住 所	四万十町東川角 [REDACTED]
氏 名	宮崎 由美子（みやざき ゆみこ）
生年月日	[REDACTED]（68歳）
推薦理由	宮崎氏は、昭和49年4月から平成24年3月までの38年間、公立学校で教職に携わり、在職中は学校教育全体の中で人権問題にも関わってこられました。 人権教育や啓発活動に対する高い見識をお持ちであり、これまでの経験を生かして人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えています。

【根拠法令】

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命）

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 （略）

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 （略）

■諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

人権擁護委員岡本則子氏の任期が令和3年3月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

【推薦をする者の氏名等】

住 所	四万十町壱斗俵
氏 名	岡本 則子（おかもと のりこ）
生年月日	（64歳）
推薦理由	岡本氏は、昭和55年4月から平成29年3月までの37年間、公立学校で教職に携わり、在職中は学校教育全体の中で人権問題にも関わってこられました。 人権教育や啓発活動に対する高い見識をお持ちであり、これまでの経験を生かして人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えています。

【根拠法令】

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命） 第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。 （委員の推薦及び委嘱） 第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。 2 （略） 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。 4～8 （略）
--

■議案第92号 スクールバスの売買契約の締結について

【要旨】

昭和小学校及び十川中学校で使用している1台のスクールバスについては、平成17年11月の初度登録から15年が経過し、走行距離も28万kmを超えているため更新することとしています。

本議案は、指名競争入札により落札した下記事業者と売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和2年度 四万十町教育委員会スクールバス購入事業
契 約 金 額	6,531,140 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 593,740 円）
契約の相手方	高知市知寄町3丁目220番地 高知日野自動車株式会社 代表取締役 筒井 洋介
納 入 場 所	四万十町昭和
購 入 備 品	マイクロバス 1台（ロングボディ29人乗りバス） ■排気量／4.0L ディーゼル ■駆動／2WD ■装備／スライドドア、ナビゲーション（バックモニター付）、 ETCユニット、ドライブレコーダー等

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

入 札 資 料			
事 業 名	令和２年度 四万十町教育委員会スクールバス購入事業		
入 札 区 分	指名競争入札		
入 札 日 時	令和２年１１月１２日 午前１０時３０分		
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎３階 会議室３Ａ		
予 定 価 格 ①	8,738,400 円	最低制限価格	円
落札決定金額 ②	6,531,140 円	落札率	②／①＝ 74.74%
契 約 金 額	6,531,140 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額 593,740 円	
請 負 者 名	高知市知寄町３丁目２２０番地 高知日野自動車 株式会社		
契 約 保 証 金			
業 者 名	第 １ 回		備 考
高知トヨタ自動車(株)	7,346,256 円		
高知日野自動車(株)	6,531,140 円	落	
いすゞ自動車中国四国(株) 四国支社高知支店	入札辞退 円		
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

■議案第93号 医療機器の売買契約の締結について

【要旨】

国保大正診療所のX線透視撮影装置システムは、導入から14年が経過し、部品供給がないことから保守点検ができない状態となっていますが、このシステムについては、従来の消化管検査だけでなく、新型コロナウイルス感染症等による肺炎像の描出や重症度判定等、診療に必要不可欠な機器であるため更新することとしています。

本議案は、指名競争入札により落札した下記事業者と売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和2年度 四万十町国保大正診療所医療機器購入事業
契 約 金 額	30,580,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,780,000 円）
契約の相手方	南国市伊達野 501 番地 中澤氏家薬業株式会社 代表取締役社長 中澤 栄一郎
納 入 場 所	四万十町 大正 地内
購 入 備 品	X線透視撮影装置システム 1 式

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

入 札 資 料			
事 業 名	令和2年度 四万十町国保大正診療所医療機器購入事業 (X線透視撮影装置)		
入 札 区 分	指名競争入札		
入 札 日 時	令和2年11月19日 午後3時00分		
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎3階 会議室3A		
予 定 価 格 ①	37,400,000 円	最低制限価格	円
落札決定金額 ②	30,580,000 円	落札率	②/①= 81.76%
契 約 金 額	30,580,000 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額 2,780,000 円	
請 負 者 名	高知県南国市伊達野501 中澤氏家薬業 株式会社		
契 約 保 証 金			
業 者 名	第 1 回		備 考
(株)シーメック	入札辞退 円		
中澤氏家薬業(株)	30,580,000 円	落	
四国医療器(株) 高知支店	入札辞退 円		
四国アルフレッサ(株) 高知第二支店	入札辞退 円		
(株)日立製作所 四国支社	30,998,495 円		
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

■議案第94号 四万十町音声告知放送システム再構築工事請負契約の締結について

【要旨】

町内全域への一元的な情報伝達手段である音声告知放送システムについては、整備から10年以上が経過し、設備の老朽化による故障が多発するなど運用に支障を来しているため再構築工事を行うこととしています。

本システムについては、緊急時の確実な稼働に備えて常に良好な状態で維持する必要があるほか、将来的な拡張性など本町の求める仕様に対応できるシステムの構築が必要となるため、施工事業者はプロポーザル方式で選定しています。

本議案は、指名型プロポーザルにより選定された下記事業者と工事請負契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

【工事請負契約締結内容】

工 事 名	四万十町音声告知放送システム再構築工事
工 事 場 所	四万十町全域
契 約 金 額	478,122,700 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 43,465,700 円）
契約の相手方	吾川郡いの町枝川 675-1 四電エンジニアリング株式会社 高知支店 支店長 松本 弘
工 期	議決日の翌日から令和4年2月28日
工 事 内 容	(1) 音声告知放送設備の更新 (2) 屋外拡声装置の更新 (3) 戸別端末設備の更新 (4) 多メディア配信システムの構築 など

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

プロポーザル審査結果

1. 業者選定までの経過

令和2年

4月17日～5月13日	プロポーザル公募（応募なし）
6月3日～6月24日	プロポーザル公募（1社より応募あり）
7月6日	一次審査（審査の結果、失格）
7月7日～10月18日	検討期間
10月19日	指名型プロポーザル 提案依頼（9社）
10月30日	1社が参加意思表示
11月9日	一次審査
11月12日	二次審査

2. 請負工事内容

- | | |
|----------|--|
| (1) 名 称 | 四万十町音声告知放送システム再構築工事 |
| (2) 場 所 | 四万十町全域 |
| (3) 工 期 | 議決日の翌日 ～ 令和4年2月28日 |
| (4) 工事内容 | ① 音声告知放送設備の更新
② 屋外拡声装置の更新
③ 戸別端末設備の更新
④ 多メディア配信システムの構築 など |

3. 選定結果

- | | |
|--------------|---|
| (1) 参加意思表示者数 | 1社 ※提案者の資格要件を満たしていることが確認された。 |
| (2) 請負候補者 | 吾川郡いの町枝川 675-1
四電エンジニアリング株式会社 高知支店
支店長 松本 弘 |

4. 採点結果

(非価格点)	提案書評価 (150 点満点)	145.97 点 (97.3%)
	プレゼン評価 (100 点満点)	72.00 点 (72.0%)
(価格点)	再構築工事費 (200 点満点)	100.00 点 (50.0%)
	保守管理費 (50 点満点)	25.00 点 (50.0%)
合 計		342.97 点 (68.6%)

※1位業者決定の最低条件

- ①総得点 (500 点満点) が 320 点を超えていること。
 - ②非価格点 (250 点満点) が 175 点を超えていること。
 - ③見積総額が見積限度額以下であること。
- 上記①②③を満たす場合、提案者が1社であっても1位業者とする。

5. 審査員

- (1) 四万十町危機管理課長 川上 武史
- (2) 四万十町危機管理課副課長 橋本 剛臣
- (3) 四万十町企画課広報情報係長 坂本 仁
- (4) 四万十町企画課広報情報係 森 文哉
- (5) 四万十町大正地域振興局長 山本 安弘
- (6) 四万十町十和地域振興局長 富田 努
- (7) 公益財団法人四万十公社メディア企画課経営企画・通信伝送路チーフ 森下 克彦

■議案第95号 町道路線の認定について

【要旨】

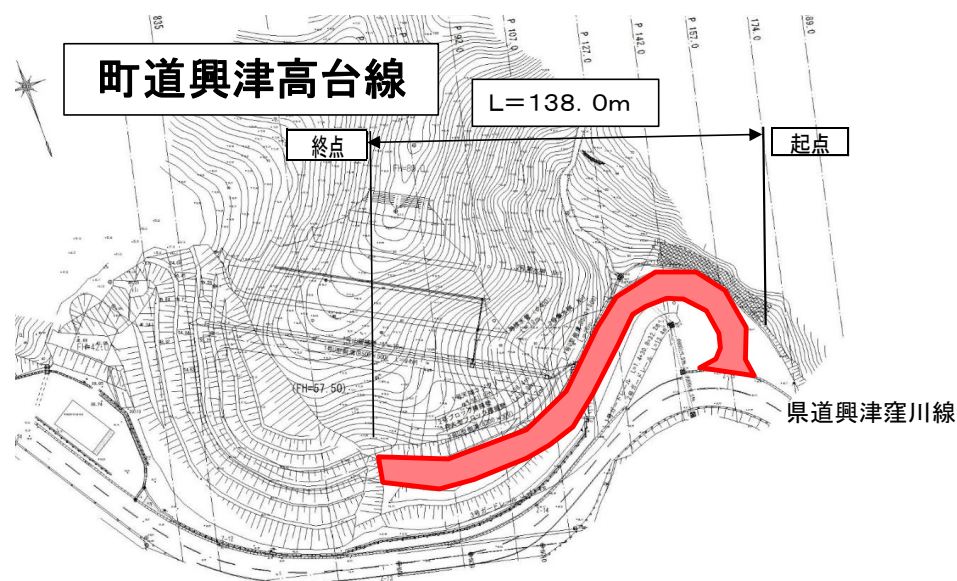
町道路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

[興津高台線]

本路線は、県道興津窪川線から分岐した高台避難場所への進入路であり、高知県から移管される当該県有地の138m分を町道に認定し、維持管理を図るものです。（認定基準第9号該当）

路線概要

整理番号	709	延長
路線名	興津高台線	
起点地番	興津字元谷山 2513 番 3	138m
終点地番	興津字元谷山 2516 番 7	



[大正ソラツ線]

本路線は、沿線に住家が4戸存在し、地域の生活道として利用されているため、町道に認定し、維持管理を図るものです。（認定基準第4号該当）

路線概要

整理番号	20223	延長
路線名	大正ソラツ線	
起点地番	大正字ソラツ 397 番 5 地先	90m
終点地番	大正字ソラツ 397 番 15	



【根拠法令】

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

四万十町町道の認定基準に関する規程（平成18年四万十町告示第47号）抜粋

（認定基準）

第2条 前条の認定に当たっては、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 公共施設への連絡路であるもの
- (2) 港、駅等への連絡路であるもの
- (3) 隣接市町村への連絡路であって重要であるもの
- (4) 3戸以上の集落への連絡路であって生活道として重要であるもの
- (5) 人家密集地帯の連絡路であって生活道として重要であるもの
- (6) 国道及び県道との連絡上重要であるもの
- (7) 町道間の連絡上重要であるもの
- (8) 3戸以上の住宅が接しているもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、行政上特に認定の必要があるもの

■議案第96号 字の区域及び名称の変更について

【要旨】

国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査の結果、大字寺野及び檜生原の字の区域及び名称を変更する必要が生じたので、これらを変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

【変更地区】

No.	大字	事業名
1	寺野	国土調査法に基づく地籍調査事業
2	檜生原	国土調査法に基づく地籍調査事業

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（市町村内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

■議案第97号 四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、人事院規則に国家公務員の防疫等作業手当の特例が設けられたことを踏まえ、本町の職員に対しても同様の手当が支給できるよう条例の一部改正を行うものです。

【改正内容】

職員が、新型コロナウイルス感染症から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって、町長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する特例規定を附則として追加します。

〔特例適用時の感染症防疫作業手当の額〕

- ・新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため緊急に行う措置に係る作業に従事した場合は、1日につき3,000円
- ・新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に従事した場合は、1日につき4,000円

【施行期日】

公布の日（令和2年9月15日から適用）

【新旧対照表】

別紙のとおり

【参考】

改正後の条例の特例規定に基づき支給される感染症防疫作業手当の財源には、高知県新型コロナウイルス感染症対応医療従事者処遇改善交付金（1人1日につき最大4,000円）を充当する予定です。

【参考法令】 人事院規則9—129

（防疫等作業手当の特例）

第7条 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）が流行している地域を発航した航空機若しくは航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があつた船舶のうち人事院が定めるものの内部又はこれに準ずる区域として人事院が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事院が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、規則9—30第12条の規定は適用しない。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、3千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事院がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4千円）とする。

四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(感染症防疫作業手当) 第3条 感染症防疫作業手当は、感染症防疫作業に従事する職員が感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護に従事したとき、感染症菌の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は感染症菌を有する家畜若しくは感染症菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときに支給する。 2 感染症防疫作業手当の額は、作業に従事した日1日につき1,000円とする。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。 2 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって、町長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。 3 前項の感染症防疫作業手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の感染者の身体に接触して行う作業その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。	(感染症防疫作業手当) 第3条 感染症防疫作業手当は、感染症防疫作業に従事する職員が感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護に従事したとき、感染症菌の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は感染症菌を有する家畜若しくは感染症菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときに支給する。 2 感染症防疫作業手当の額は、作業に従事した日1日につき1,000円とする。 附 則 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

■議案第98号 特例基準割合の改正に伴う関係条例の改正に関する共通資料 ～議案第101号

【関係条例】

- 四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例（議案第98号により一部改正）
- 四万十町分担金徴収条例（議案第99号により一部改正）
- 四万十町介護保険条例（議案第100号により一部改正）
- 四万十町後期高齢者医療条例（議案第101号により一部改正）

【要旨】

令和2年度税制改正において、納税環境の整備のため、市中金利の実勢を踏まえ、利子税及び還付加算金の割合の引下げが行われました（現行：貸出約定平均金利＋1％ → 見直し：貸出約定平均金利＋0.5％）。

これに伴い、納税の猶予等の場合に軽減される延滞税についても、利子税及び還付加算金と同様に割合が引下げられるとともに、租税特別法（昭和32年法律第26号）の改正により、同法第93条第1項に規定されていた「特例基準割合」が、利子税特例基準割合、延滞税特例基準割合、還付加算金特例基準割合とそれぞれの名称に改正され、計算の前提となる割合が新たに「平均貸付割合」と規定されました。

引下げ後の割合は、令和3年1月1日以後の期間に対応する利子税、還付加算金及び延滞税について適用されます。

これらの法改正を受けて本町では、地方税に関する部分については、先の町議会9月定例会の議案第76号で議決を得て条例を改正しましたが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項等に規定された延滞金についても、地方税法の特例基準割合に倣って条例に規定しているものがあるため、これらの条例について地方税と同様の改正を行うものです。

【改正内容】

- ① 「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、計算の前提となる割合を「平均貸付割合」と規定します。
- ② 特例の適用がある場合における延滞金の額の計算において、加算した割合が年0.1％未満の割合であるときは、延滞金の割合が0％となることのないよう下限を定め年0.1％の割合と規定します。
- ③ 改正後の各条例の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によることと規定します。

【施行期日】

令和3年1月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条による改正後の租税特別措置法第93条から第96条まで

（利子税の割合の特例）

第93条 次の各号に掲げる規定に規定する利子税の年7.3パーセントの割合は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、各年の利子税特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利子税特例基準割合とする。

（1） 所得税法第131条第3項、第136条第1項各号、第137条の2第12項及び第137条の3第14項（これらの規定を同法第166条において準用する場合を含む。）

（2） 法人税法第75条第7項（同法第75条の2第8項及び第10項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）において準用する場合並びに同法第144条の7において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び地方法人税法第19条第4項において準用する法人税法第75条第7項

（3） 相続税法第51条の2第1項第2号、第52条第4項並びに第53条第1項、第4項第1号及び第2号イ、第6項並びに第7項

（4） 消費税法第45条の2第4項

（5） 第70条の7の2第14項第10号ロ（第70条の7の4第11項において準用する場合を含む。）

2 前項に規定する利子税特例基準割合とは、平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合をいう。以下同じ。）に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。

3 次の各号に掲げる規定に規定する利子税の割合は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、各分納期間の延納特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該分納期間においては、当該利子税の割合に当該延納特例基準割合が年7.3パーセントの割合のうちに占める割合を乗じて計算した割合とする。

（1） 相続税法第52条第1項第1号

（2） 第70条の6第38項第3号

（3） 第70条の7の2第14項第10号前段（第70条の7の4第11項において準用する場合を含む。）

（4） 第70条の8の2第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）

（5） 第70条の9第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）

（6） 第70条の10第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）

（7） 第70条の11

4 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 分納期間 相続税法第52条第1項第1号又は第2号に規定する分納税額に併せて納付しなければならない利子税の額の計算の基礎となる期間をいう。

（2） 延納特例基準割合 各分納期間の開始の日の属する年の利子税特例基準割合（第2項に規定する利子税特例基準割合をいう。次項において同じ。）をいう。

5 第70条の4第35項、第70条の6第40項、第70条の6の6第19項、第70条の6の7第16項、第70条の6の8第25項、第70条の6の10第26項、第70条の7第13項第12号及び第27項、第70条の7の2第14項第10号イ（第70条の7の4第11項において準用する場合を含む。）及び第28項（第70条の7の4第15項において準用する場合を含む。）、第70条の7の5第22項、第70条の7の6第23項（第70条の7の8第18項において準用する場合を含む。）並びに第70条の7の9第12項（第70条の7の12第12項において準用する場合を含む。）に規定する利子税の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の利子税特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利子税の割合に当該利子税特例基準割合が年7.3パーセントの割

合のうちに占める割合を乗じて計算した割合とする。

- 6 第3項の規定の適用がある場合における相続税法第53条第3項第2号ロに掲げる期間につき納付すべき同項に規定する利子税は、同条第4項第2号ロの規定にかかわらず、同法第52条の規定及び第3項の規定に準じて計算した金額とする。

(延滞税の割合の特例)

第94条 国税通則法第60条第2項及び相続税法第51条の2第1項第3号に規定する延滞税の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞税特例基準割合（平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び第96条第1項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

- 2 国税通則法第63条第1項、第4項及び第5項に規定する延滞税（以下この項において「納税の猶予等をした国税に係る延滞税」という。）につきこれらの規定により免除し、又は免除することができる金額の計算の基礎となる期間を含む年の猶予特例基準割合（平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であつてその年に含まれる期間に対応する納税の猶予等をした国税に係る延滞税についてのこれらの規定の適用については、同条第1項中「期間（当該国税の納期限の翌日から2月を経過する日後の期間に限る。）」とあるのは「期間」と、「の2分の1」とあるのは「のうち当該延滞税の割合が猶予特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第94条第2項（延滞税の割合の特例）に規定する猶予特例基準割合をいう。）であるとした場合における当該延滞税の額（第4項及び第5項において「特例延滞税額」という。）を超える部分の金額」と、「同法第152条第3項」とあるのは「国税徴収法第152条第3項」と、同条第4項中「期間のうち当該国税の納期限の翌日から2月を経過する日後の期間」とあるのは「期間」と、「の2分の1」とあるのは「のうち特例延滞税額を超える部分の金額」と、同条第5項中「期間のうち、当該国税の納期限の翌日から2月を経過する日後の期間」とあるのは「期間」と、「の2分の1」とあるのは「のうち特例延滞税額を超える部分の金額」とする。

- 3 第1項の規定の適用がある場合における国税通則法第37条第1項に規定する督促状又は同法第38条第2項に規定する繰上請求書（同条第1項の規定による請求をする旨を付記した納税告知書を含む。）に係る書面の記載については、財務省令で定める。

(還付加算金の割合の特例)

第95条 各年の還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、国税通則法第58条第1項に規定する還付加算金（以下この条及び次条第1項において「還付加算金」という。）の計算の基礎となる期間であつてその年に含まれる期間に対応する還付加算金についての同法第58条第1項の規定の適用については、同項中「年7.3パーセントの割合」とあるのは、「租税特別措置法第95条（還付加算金の割合の特例）に規定する還付加算金特例基準割合」とする。

(利子税等の額の計算)

第96条 前3条のいずれかの規定の適用がある場合における利子税等（利子税、延滞税及び還付加算金をいう。次項において同じ。）の額の計算において、第93条に規定する計算した割合に0.1パーセント未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、前3条に規定する計算した割合及び加算した割合（平均貸付割合及び延滞税特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは年0.1パーセントの割合とする。

- 2 前3条のいずれかの規定の適用がある場合における利子税等の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(延滞金の納付等) 第3条 税外収入金の納付義務者（以下「納付者」という。）に対しては、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納金額につき年14.6パーセント（督促状を発する前の期間及び督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。 附 則 1・2 (略) (延滞金の割合の特例) 3 当分の間、第3条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>	(延滞金の納付等) 第3条 税外収入金の納付義務者（以下「納付者」という。）に対しては、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納金額につき年14.6パーセント（督促状を発する前の期間及び督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。 附 則 1・2 (略) (延滞金の割合の特例) 3 当分の間、第3条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において「特例基準割合適用年」という。）</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>

4. 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

四万十町分担金徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(延滞金) 第7条 町長は、受益者が分担金の全部又は一部を納付期限までに納付しなかったときは、延滞金を徴収する。 2 延滞金の額は、納付すべき金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から10日を経過する日までの期間については7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額とする。ただし、延滞金に10円未満の端数があるとき、又は延滞金に10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 附 則 1～3 （略） (延滞金の割合の特例) 4 当分の間、第7条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中における<u>延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u> 5 <u>前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</u>	(延滞金) 第7条 町長は、受益者が分担金の全部又は一部を納付期限までに納付しなかったときは、延滞金を徴収する。 2 延滞金の額は、納付すべき金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から10日を経過する日までの期間については7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額とする。ただし、延滞金に10円未満の端数があるとき、又は延滞金に10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 附 則 1～3 （略） (延滞金の割合の特例) 4 当分の間、第7条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（<u>以下この項において「特例基準割合適用年」という。</u>）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(延滞金) 第10条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント（次に掲げる期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 (1) 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間 (2) 次条の規定により保険料の徴収を猶予した期間及び当該期間の末日の翌日から1か月を経過する日までの期間 2・3 (略)	(延滞金) 第10条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント（次に掲げる期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 (1) 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間 (2) 次条の規定により保険料の徴収を猶予した期間及び当該期間の末日の翌日から1か月を経過する日までの期間 2・3 (略)
附 則 (延滞金の割合の特例) 第3条 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></u> 2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、<u>同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</u>	附 則 (延滞金の割合の特例) 第3条 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（<u>以下この項において「特例基準割合適用年」という。</u>）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></u>

四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(普通徴収に係る保険料の納期) 第4条 (略) 2 (略)	(普通徴収に係る保険料の納期) 第4条 (略) 2 (略)
3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合は当該額の全額が100円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額、<u>全て</u>当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。	3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合は当該額の全額は、その端数金額又は当該額の全額は、<u>すべて</u>当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。
(延滞金) 第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなら	(延滞金) 第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなら
2～4 (略)	2～4 (略)
附 則	附 則
第1・2条 (略)	第1・2条 (略)
(延滞金の割合の特例) 第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。<u>以下この条において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1</u>	(延滞金の割合の特例) 第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パー</u>

改正後	改正前
パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 <u>2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</u>	セントの割合にあつては当該<u>特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

■議案第102号 四万十町保育所条例の一部を改正する条例について

【要旨】

令和元年度に移転整備事業に着手した小鳩保育所については、来年1月末の完成を予定しており、完成後は新園舎での保育業務を開始することとしています。

この条例は、小鳩保育所の位置（所在地）を変更する改正を行うものです。

【改正内容】

- ① 四万十町立小鳩保育所の位置を「四万十町十和川口 502 番地 1」に改めます。
- ② 今回の改正に併せて、字句の修正等を行います。

【施行期日】

令和3年2月8日

【新旧対照表】

改正後	改正前														
(名称及び位置) 第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>四万十町立小鳩保育所</td><td>四万十町 <u>十和川口 502 番地 1</u></td></tr> </table> (指定管理者) 第5条 町長は、保育所の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に保育所の管理を行わせることができる。 2 (略) (削除)	名称	位置	(略)		四万十町立小鳩保育所	四万十町 <u>十和川口 502 番地 1</u>	(名称及び位置) 第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>四万十町立小鳩保育所</td><td>四万十町 <u>十川 238 番地 4</u></td></tr> </table> (指定管理者) 第5条 町長は、保育所の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に <u>別表に掲げる</u> 保育所の管理を行わせることができる。 2 (略) <u>別表（第3条関係）</u> <table border="1"> <tr> <td><u>保育所の名称</u></td><td><u>四万十町立ひかり保育所</u></td></tr> </table>	名称	位置	(略)		四万十町立小鳩保育所	四万十町 <u>十川 238 番地 4</u>	<u>保育所の名称</u>	<u>四万十町立ひかり保育所</u>
名称	位置														
(略)															
四万十町立小鳩保育所	四万十町 <u>十和川口 502 番地 1</u>														
名称	位置														
(略)															
四万十町立小鳩保育所	四万十町 <u>十川 238 番地 4</u>														
<u>保育所の名称</u>	<u>四万十町立ひかり保育所</u>														

■議案第103号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

【要旨】

国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準等について、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げる等の改正（令和3年1月1日施行）に伴い、条例を一部改正するものです。

【改正内容】

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等）に伴い、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者（以下「給与所得者等」といいます。）が2人以上いる世帯は、国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなるため、軽減判定所得の算定においては、基礎控除額相当分の基準額を43万円（現行33万円）に引き上げるとともに、給与所得者等が2人以上いる場合にあっては被保険者のうち給与所得者等の人数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加算することを定めます。

〔軽減判定所得〕

	改正前	改正後
7割軽減基準	基礎控除額(33万円)	基礎控除額(43万円) <u>+10万円×(給与所得者等の数－1)</u>
5割軽減基準	基礎控除額(33万円) +28.5万円×(被保険者数)	基礎控除額(43万円) +28.5万円×(被保険者数) <u>+10万円×(給与所得者等の数－1)</u>
2割軽減基準	基礎控除額(33万円) +52万円×(被保険者数)	基礎控除額(43万円) +52万円×(被保険者数) <u>+10万円×(給与所得者等の数－1)</u>

※二重線部分は給与所得者等が2人以上いる場合に限ります。

【施行期日】

令和3年1月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ（略） (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43	(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u> ア～カ（略） (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>

改正後	改正前
<u>万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ（略） (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ（略） 附 則 1～4（略） 5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法</u> 第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法</u> 第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「<u>110万円</u>」とあるのは「<u>125万円</u>」とする。 6～20（略）	<u>万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</u> ア～カ（略） (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u> <u>万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</u> ア～カ（略） 附 則 1～4（略） 5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法（昭和40年法律第33号）</u> 第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「<u>法</u> 第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」と 6～20（略）

■議案第104号 四万十町特殊製法塩製造施設条例を廃止する条例について

【要旨】

四万十町特殊製法塩製造施設は、塩及びニガリの製造販売並びにこれらを活用した特産品の開発等を行う施設として、平成12年度に興津地区へ整備した施設です。

施設の管理運営については、株式会社あぐり窪川に委託し、ピーク時には年間5トンを超える製造を行っていましたが、取引量の減少等により平成23年度以降の製造量は年間1トンにも満たない状況が続き、年々顕著になる施設の老朽化に対する修繕も行いながら運営を継続してきました。

しかし、今後の運営継続には大規模な修繕と多額の設備投資が必要となる一方、それに見合う収益確保の見通しが立たないことが明らかとなったため、同社と協議を重ねた結果、本年3月末をもって施設の稼働を停止しています。

今後、本施設が台風等により破損し、周辺農地への飛散や人的被害を及ぼすおそれがあることから、建屋本体については本年度中に解体予定であるため、関連する施設条例を廃止することについて議会の議決を求めるものです。

【内容】

四万十町特殊製法塩製造施設条例（平成18年四万十町条例第129号）を廃止します。

【施行期日】

公布の日

【施設概要】

建 築 年：平成12年

構 造：木造

延床面積：199.19 m²



■議案第105号 四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定について

【要旨】

四万十町旧都築邸は、伝統的建造物の保存及び地域文化の振興及び地域住民の交流活動等に寄与することを目的に設置したものです。

当該施設は、平成30年4月1日から特定非営利活動法人LIFEが指定管理者として指定管理業務を行ってきましたが、令和3年3月31日をもって指定期間が満了します。

このため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号）第4条の規定により指定管理者の候補者として「特定非営利活動法人LIFE」を選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設の名称等	四万十町茂串町2番3号 四万十町旧都築邸
指定管理者	四万十町宮内76番地7 特定非営利活動法人LIFE
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【指定管理者の候補選定理由】

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき実施した公募に1者の応募がありましたので、四万十町指定管理者選定委員会で次の事項等について評価し、審査した結果、選定基準以上の得点を獲得した者を選定しています。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスが図られるものであること。
- ② 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

四万十町旧都築邸条例（平成 21 年四万十町条例第 3 号）抜粋

（管理運営）

第 3 条 施設の管理及び運営は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（抜粋）

（募集）

第 2 条 町長又は委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

（1）～（7） （略）

四万十町指定管理者選定委員会における審査結果
(四万十町旧都築邸)

1. 選定までの経過

令和2年7月28日・8月25日	選定委員打合せ（施設概要・募集要項等説明）
9月10日	公募開始（広報・ホームページ）
9月10日～10月9日	公募期間
10月26日	プレゼンテーション・選定委員会開催

2. 選定対象施設

名 称：四万十町旧都築邸
所 在 地：四万十町茂串町2番3号
指定予定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

3. 申請の状況及び選定結果

(1) 申請団体数

1団体 ※申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

四万十町宮内76番地7
特定非営利活動法人L I F E
代表理事 井上 義之

(3) 候補者団体の設立目的及び主な業務内容（申請書類より抜粋）

四万十地域を中心に、自然を規範とし、人に寄り添った暮らしの提案を行うことにより、地域に暮らす人、関わる全ての人の幸せを創造することにより、地域の活性化を図り、暮らしを豊かにすることを目的に設立。

- ・移住・定住支援事業
- ・人材育成事業
- ・観光事業
- ・イベント運営事業
- ・農業者支援事業
- ・子ども・育児支援事業
- ・起業支援事業等

(4) 候補者の実績

平成30年度から四万十町旧都築邸の指定管理を行っている。

4. 採点結果

指定候補者： 520 点（700 点満点） 割合 74.3%

次点候補者： なし

【審査集計表】

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条	採点 (満点)	得点
利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。	210	164
公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。	140	111
公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	140	95
公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	140	97
その他町長等が別に定める事項	70	53
合 計	700	520

※ 四万十町旧都築邸指定管理者募集要項に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 総合得点が6割に満たない場合は選定しない。
- ・ 応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める総合得点の6割に満たない場合は選定しない。

5. 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

- ・ 施設の設置目的や建物が伝統的建造物であることを理解した管理・運営方針が評価された。
- ・ 施設の利用者数や利用率を高めるための取組内容や提案が評価された。
- ・ 外部の専門家等とも連携し、より魅力のある活動が期待される。

6. 選定委員

- | | |
|------------------------------------|--------|
| (1) 高知県産業振興推進部地域産業振興監 | 森田 健嗣 |
| (2) 奥四万十観光協議会事務局長 | 鈴木 克彦 |
| (3) 四万十町商工会経営指導員 | 田辺 章二 |
| (4) 株式会社高知銀行窪川支店支店長 | 泉 茂 |
| (5) 高知大学教育研究部総合科学系
地域協働教育学部門准教授 | 岡村 健志 |
| (6) 株式会社モデルビレッジ代表取締役 | 小松 一之 |
| (7) 一般社団法人四万十町観光協会会長 | 池田 十三生 |

■議案第106号 四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について

【要旨】

四万十町総合交流拠点施設は、都市住民との交流、農林業の振興及び情報発信等による地域活性化を図ることを目的に設置したものです。

当該施設は、平成30年4月1日から株式会社四万十とおわが指定管理者として指定管理業務を行ってきましたが、令和3年3月31日をもって指定期間が満了します。

このため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号）第4条の規定により指定管理者の候補者として「株式会社とおわ」を選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設名称等	四万十町十和川口62番地9 四万十町総合交流拠点施設
指定管理者	四万十町地吉117番地 株式会社とおわ
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【指定管理者の候補選定理由】

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき実施した公募に2者の応募がありましたので、四万十町指定管理者選定委員会で次の事項等について評価し、審査した結果、最高得点を獲得した者を選定しています。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスが図られるものであること。
- ② 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

【根拠法令】

四万十町総合交流拠点施設条例（平成18年四万十町条例第233号）抜粋

（管理運営）

第3条 交流拠点施設の管理及び運営は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

その他の根拠法令は議案第105号に同じ。

四万十町指定管理者選定委員会における審査結果
(四万十町総合交流拠点施設)

1. 選定までの経過

令和2年7月28日・8月25日	選定委員打合せ（施設概要・募集要項等説明）
9月10日	公募開始（広報・ホームページ）
9月10日～10月9日	公募期間
10月26日	プレゼンテーション・選定委員会開催

2. 選定対象施設

名 称： 四万十町総合交流拠点施設
所 在 地： 四万十町十和川口 62 番地 9 周辺一帯
指定予定期間： 令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

3. 申請の状況及び選定結果

(1) 申請団体数：2団体

※いずれの団体も申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 株式会社とおわ
- ・代表者名 代表取締役 中野 千里
- ・所 在 地 四万十町地吉 117 番地

(3) 候補者団体の設立目的および主な業務内容（申請書類より抜粋）

適正かつ公正・公平な道の駅四万十とおわの管理、運営の受託、そして十和地区を拠点に「次世代による地域活性、地域振興」「観光、地場産品の商品開発及び販売」「新たな雇用創出と人財育成」を主として掲げ、地域の自立促進に向け、個性ある、魅力ある、地域創り、人創りに関わり、道の駅の活性化に取り組む。そして地域にすでにある事業所や団体、行政と共に考え、動き、十和地域を1つにまとめる調整役を担い、新たな中堅組織としてこの会社を機能させ、先駆者同様、この十和地域に貢献するべく、この会社を設立。

- ・観光物産センター及び交流施設等施設の受託、管理運営
- ・農林水産物の生産、商品開発、加工及び販売
- ・観光土産物の生産及び販売
- ・レストラン及び喫茶店等飲食店の経営
- ・ホテル及び宿泊施設等の経営
- ・観光及びレジャー等に関する各種イベントの企画等

(4) 候補者の実績

なし

4. 採点結果

指定候補者： 株式会社とおわ 総得点 539 点（700 点満点） 割合 77.0%

次点候補者： A団体 総得点 464 点（700 点満点） 割合 66.3%

【審査集計表】

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条	採点 (満点)	A団体	株式会社 とおわ
利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。	210	141	149
公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。	140	100	114
公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	140	90	121
公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	140	86	106
その他町長等が別に定める事項	70	47	49
合 計	700	464	539

※ 四万十町総合交流拠点施設指定管理者募集要項に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 総合得点が6割に満たない場合は選定しない。
- ・ 応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める総合得点の6割に満たない場合は選定しない。

5. 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

- ・ 施設の魅力向上を中心に緻密な事業計画となっており今後の事業展開に期待ができる。
- ・ 施設を最大限に活用した経営・運営により地域住民・団体・企業等をつないでいく提案内容が評価された。
- ・ 申請法人の役員の大半が過去に本施設の管理運営に携わっており、その経験・実績が評価された。
- ・ 施設の管理経費の軽減項目において評価が高かった。

6. 選定委員

- | | |
|------------------------------------|--------|
| (1) 高知県産業振興推進部地域産業振興監 | 森田 健嗣 |
| (2) 奥四万十観光協議会事務局長 | 鈴木 克彦 |
| (3) 四万十町商工会経営指導員 | 田辺 章二 |
| (4) 株式会社高知銀行窪川支店支店長 | 泉 茂 |
| (5) 高知大学教育研究部総合科学系
地域協働教育学部門准教授 | 岡村 健志 |
| (6) 株式会社モデルビレッジ代表取締役 | 小松 一之 |
| (7) 一般社団法人四万十町観光協会会長 | 池田 十三生 |

